

# 役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人明進會

## 役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人明進會(以下「当法人」という。)の定款第23条の規定に基づき、役員等の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(役員等)

第2条 この規定において、役員等とは、理事長及び理事、監事をいう。

(理事会又は評議員会、監事監査出席報酬等)

第3条 法人の理事が理事会に出席したとき、監事が理事会又は評議員会、監事監査に出席したとき報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 理事、監事に対して、各年度の報酬総額が400,000円を越えない範囲で支給する。報酬の額は、理事が理事会に出席したとき、監事が理事会又は評議員会に出席したとき、日額10,000円(源泉所得税控除後)、監事が監事監査に出席したとき日額30,000円(源泉所得税控除後)とする。

(理事長の報酬)

第4条 理事長が法人及び施設の運営のため業務にあたる場合は、理事会及び評議員会において、その業務内容、業務時間等の実態に応じ算定された額を審議し、承認された額、月額200,000円(源泉所得税控除後)を支給する。

2 理事長に賞与を支給する。支給額は理事会及び評議員会において、その業務内容、業務時間等の実態に応じ審議し、承認された額、月額報酬に対して夏期賞与1ヶ月、冬期賞与1.5ヶ月を支給する。

(支給日)

第5条 理事、監事の報酬は、勤務日にその都度支払う。

理事長の報酬は、職員の給与支給日並びに賞与支給日と同日に支払う。

(費用弁償等)

第6条 役員等が、その職務に当って負担した費用を弁償する。

2 費用弁償額は、理事、監事の居住地から計算し、交通費の実費額とする。

理事長の費用弁償額は、職員の通勤手当支給規程に準ずる。

3 理事、監事の日当および宿泊料は、次のとおりとする。

日当1日につき5,000円

宿泊料1泊につき10,000円を超えない実費額とする。

理事長の日当および宿泊料は、職員の出張旅費規程に準ずる。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の議決を要する。

(付則)

この規程は、平成29年6月23日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から改定施行する。

この規程は、令和2年12月1日から改定施行する。

# 評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人明進會

## 評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人明進會(以下「当法人」という。)の定款第9条の規定に基づき、評議員の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第3条 法人の評議員に対して報酬を支給する。

2 報酬の額は、日額10,000円(源泉所得税控除後)とする。

(支給日)

第4条 評議員の報酬は、勤務日にその都度支払う。

(費用弁償等)

第5条 評議員が、その職務に当って負担した費用を弁償する。

2 費用弁償額は、評議員の居住地から計算し、交通費の実費額とする。

3 日当および宿泊料は、次のとおりとする。

日当1日につき5,000円

宿泊料1泊につき10,000円を超えない実費額とする。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の議決を要する。

(付則)

この規程は、平成29年6月23日から施行する。